



茨城労働局発表  
平成22年10月29日

担 当	職業安定部職業対策課		
	課長	川又	鉄也
	課長補佐	栗原	智子
	電話	029(224)6219	

## 県内における障害者の雇用について

～民間企業は着実に改善、公的機関は維持～

障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）では、56人以上の規模の事業主に対し、1人以上の身体障害者又は知的障害者を雇用することを義務づけており、事業主は毎年6月1日現在における身体障害者、知的障害者及び精神障害者（以下「障害者」という。）の雇用状況について報告をすることとなっていることから、今般、県内での雇用状況について発表する。

### 《 ポイント 》

#### 【民間企業】（法定雇用率1.8%）

- 実雇用率は1.60%（前年1.54%）
- 法定雇用率達成企業の割合は、前年比0.3ポイント上昇し、51.0%  
（特に1,000人規模の企業については、前年比8.1ポイント上昇し、法定雇用率達成企業の割合（58.1%）は、企業規模別で最も高い状況）
- 300人未満の中小企業の実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.60%）を下回る1.46%  
（特に56～99人規模の企業については、実雇用率（1.26%）が企業規模別で最も低い状況）
- 法定雇用率未達成企業（537社）のうち1人不足企業（360社）の割合は67.0%
- 雇用されている障害者の数（注）は、前年比8.4%（276人）上昇し、3,568人

#### 【公的機関等】（同2.1%、都道府県の教育委員会は2.0%）

- 茨城県の機関（知事部局、病院局、企業局、警察本部）は、全ての機関が法定雇用率を達成
- 茨城県教育委員会は、着実に改善はしているものの法定雇用率を未達成  
（前年1.57%→本年1.61% 前年比0.04ポイント上昇）
- 市町村等の機関は、全ての機関が法定雇用率を達成（前年は1機関が未達成）
- 独立行政法人は、1機関が未達成（前年は2機関が未達成）

（注）雇用されている障害者の数については、重度身体障害者及び重度知的障害者（短時間労働者以外）については、法律上1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については、法律上1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

# 1 民間企業における雇用状況

## (1) 雇用されている障害者の数、実雇用率 (別添第1表)

- ① 民間企業(56人以上規模の企業:法定雇用率1.8%)において雇用されている障害者の数は3,568人で、前年より8.4%(276人)上回った(対象企業は1,097社となり、前年より0.7%(8社)減少)。
- ② このうち、身体障害者は2,746人(前年は2,576人)、知的障害者は719人(前年は639人)、精神障害者は103人(前年は77人)であった。
- ③ 実雇用率は1.60%(前年は1.54%)、法定雇用率達成企業の割合は51.0%(前年は50.7%)であった。

## (2) 企業規模別の状況 (別添第2表)

- ① 実雇用率を、民間企業全体の実雇用率(1.60%)と比較すると、56人~99人規模企業(1.26%)、100人~299人規模企業(1.54%)、300人~499人規模企業(1.49%)では、それぞれ下回ったが、500人~999人規模企業(1.76%)及び1,000人以上規模企業(1.83%)では、それぞれ上回った。
- ② 法定雇用率達成企業の割合を、民間企業全体の達成企業の割合(51.0%)と比較すると、56人~99人規模企業(50.8%)、300人~499人規模企業(44.8%)では、それぞれ下回ったが、100人~299人規模企業(51.6%)、500人~999人規模企業(54.3%)、1000人以上規模企業(58.1%)では、それぞれ上回った。

## (3) 産業別の状況 (別添第3表)

- ① 産業別では、雇用されている障害者の数を昨年と比較すると、「建設業」(4.0%)、「製造業」(8.8%)、「電気・ガス・熱供給・水道業」(200%)、「情報通信業」(4.1%)、「運輸業、郵便業」(15.6%)、「卸売業、小売業」(1.7%)、「不動産業、物品賃貸業」(9.1%)、「学術研究、専門・技術サービス業」(11.5%)、「生活関連サービス業、娯楽業」(0.7%)、「教育、学習支援業」(34.6%)、「医療、福祉」(17.3%)、「複合サービス業」(11.2%)、「サービス業(他に分類されないもの)」(14.9%)で、それぞれ上回った。
- ② 実雇用率を、民間企業全体の実雇用率(1.60%)と比較すると、「農・林・漁業(2.21%)、製造業(1.75%)、運輸業、郵便業(1.63%)、医療・福祉(1.79%)では、それぞれ上回った。
- ③ 法定雇用率達成企業の割合を、民間企業全体の達成企業の割合(51.0%)と比較すると、「農・林・漁業」(100%)、「製造業」(55.0%)、「運輸業、郵便業」(52.3%)、「学術研究、専門・技術サービス業」(61.5%)、「医療・福祉」(66.5%)では、それぞれ上回った。

#### (4) 法定雇用率未達成企業の状況

(別添第4表)

- ① 法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人から1人である企業(1人不足企業)が、67.0%と過半数を占めている(1人不足企業のうち300人未満の企業が、94.4%を占める)。
- ② 法定雇用率未達成企業のうち、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、64.1%を占めている。

### 1 地方公共団体及び独立行政法人等における在職状況

法定雇用率未達成機関	
地方公共団体等	独立行政法人等
茨城県教育委員会	(独) 建築研究所

地方公共団体及び独立行政法人等については、民間企業に率先垂範して障害者の雇用を推進すべき立場にあるため、平成18年より雇用状況について発表を行っている(別添第5～8表)が、本表は、そのうち未達成機関を抜粋したものである。

#### (1) 茨城県の機関

(別添第5表)

茨城県の機関(法定雇用率2.1%)に在職している障害者の数は134人で、前年と同数である。実雇用率は2.15%であった(前年は2.15%)。

#### (2) 茨城県教育委員会

(別添第6表)

茨城県教育委員会(法定雇用率2.0%)に在職している障害者の数は236人で、前年より1.7%増加した。実雇用率は1.61%であった(前年は1.57%)。

#### (3) 市町村の機関

(別添第7表)

市町村の機関(法定雇用率2.1%)に在職している障害者の数は512.5人で、前年より2.8%減少した。実雇用率は2.41%であった(前年は2.46%)。

#### (4) 独立行政法人等

(別添第8表)

独立行政法人等(法定雇用率2.1%)に雇用されている障害者の数は525.5人で、前年より1.2%増加した。実雇用率は、2.38%であった(前年は2.50%)。

## ◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

○ 民間企業	<table> <tbody> <tr> <td>一般の民間企業</td> <td>1. 8%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(56人以上規模の企業)</td> </tr> <tr> <td>特殊法人</td> <td>2. 1%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">(労働者数48人以上規模の特殊法人)</td> </tr> </tbody> </table>	一般の民間企業	1. 8%	(56人以上規模の企業)		特殊法人	2. 1%	(労働者数48人以上規模の特殊法人)	
一般の民間企業	1. 8%								
(56人以上規模の企業)									
特殊法人	2. 1%								
(労働者数48人以上規模の特殊法人)									
○ 独立行政法人	2. 1%								
(48人以上規模の機関)									
○ 国、地方公共団体	2. 1%								
(48人以上規模の機関)									
○ 都道府県等の教育委員会	2. 0%								
(50人以上規模の機関)									

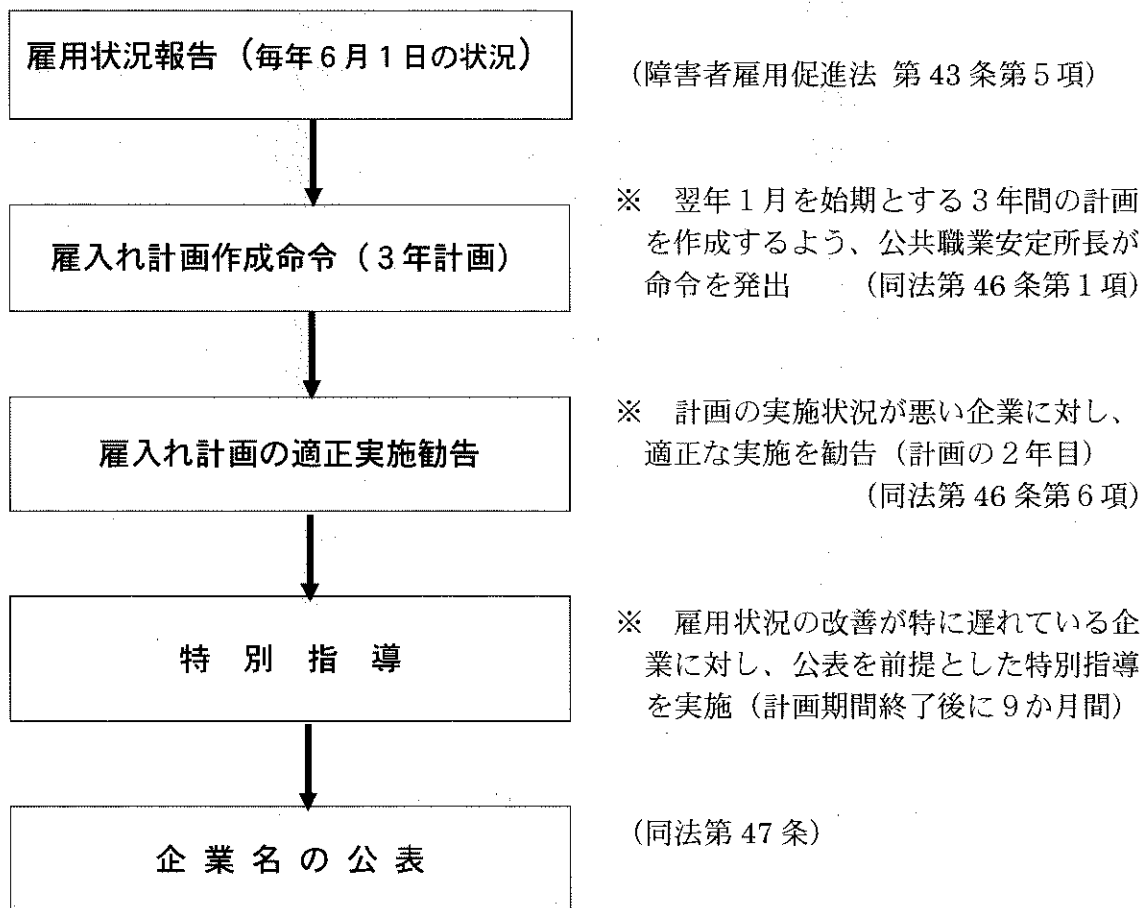
(カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。)

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 短時間労働者は原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

## ◎ 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※ 不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

### 〔指導実績〕 全国の状況

- 平成21年度の実績
  - \* 「雇入れ計画作成命令」の発出 391社
  - \* 雇入れ計画の「適正実施勧告」 274社
  - \* 「特別指導」の実施 66社
- 雇入れ計画を実施中の企業 1,456社 (21年度末現在)
- 企業名の公表
  - 平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、18年度 2社、19年度 3社 (うち一社は再公表)、20年度 4社、21年度 7社 (うち一社は再公表)

## ◎ 障害者雇用維持・拡大のための茨城労働局の取組

- 特定求職者雇用開発助成金の周知と活用促進。
- 障害者の雇用経験のない中小企業が初めて障害者を雇用した場合に支給する障害者雇用ファースト・ステップ奨励金についての周知。
- 障害者トライアル雇用制度の周知。
- 精神障害者等ステップアップ雇用奨励金の周知。
- 知的障害者や精神障害者を対象とした「チャレンジ雇用」の積極的推進等雇用の拡大に向けた取組を行うよう公的機関等への働きかけを実施。
- 特別支援学校の新規学卒予定者の就職支援として、一般の新規学卒予定者と同様、厳しい雇用環境にあることから、採用の拡大及び職場実習の受入れについて企業に働きかけを実施。
- 障害者就職面接会の実施（前期として県内5ヶ所）。
- 平成22年7月に障害者の雇用の促進等に関する法律が改正された下記の点の周知。
  - ・ 障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大  
常用雇用労働者数が200人を超え300人以下の事業主が新たに対象
  - ・ 障害者の短時間労働への対応  
短時間労働者（週の所定労働時間が20時間以上30時間未満）が障害者雇用率制度の対象
  - ・ 除外率の引下げ  
現在設定されている除外率が一律10%ポイント引き下げ
- 未達成企業等に対する雇用率達成指導。  
特に、①全国平均実雇用率未滿かつ5人以上  
②0人雇用の中小企業  
③不足数10人以上の企業の指導を強化

## ◎ 今後の取組

- 未達成企業のうち中小企業を中心とした啓発セミナーの開催。
- 未達成企業のうち中小企業を中心とした福祉施設等見学会の実施。
- 障害者就職面接会の実施（後期）。
- 医療機関と連携した精神障害者のジョブガイダンス事業の実施。



◎ 都道府県別の実雇用率の状況

	都道府県名	①実雇用率	(対前年同月比)	②法定雇用率 達成企業の割合	(対前年同月比)	③法定雇用率達成企業の数
	全国	1.68	0.05	47.0	1.5	33,742 / 71,830
1	北海道	1.85	0.08	53.0	3.3	1,353 / 2,555
2	青森	1.71	0.06	49.4	5.2	329 / 666
3	岩手	1.86	0.08	53.2	2.0	386 / 726
4	宮城	1.62	0.05	47.3	2.1	532 / 1,124
5	秋田	1.58	0.05	52.0	0.6	276 / 531
6	山形	1.58	0.02	52.5	▲ 0.1	371 / 707
7	福島	1.61	0.05	45.9	0.6	484 / 1,054
8	茨城	1.60	0.06	51.0	0.3	560 / 1,097
9	栃木	1.58	0.04	49.2	1.9	413 / 840
10	群馬	1.62	0.06	51.6	4.6	531 / 1,030
11	埼玉	1.59	0.05	40.4	▲ 1.2	889 / 2,202
12	千葉	1.60	0.07	49.4	1.2	787 / 1,594
13	東京	1.63	0.07	33.0	1.9	5,190 / 15,726
14	神奈川	1.62	0.05	45.8	2.3	1,540 / 3,365
15	新潟	1.57	0.02	47.5	▲ 0.8	629 / 1,325
16	富山	1.68	0.01	58.9	▲ 1.3	476 / 808
17	石川	1.62	0.02	53.9	3.2	416 / 772
18	福井	2.25	0.00	54.9	▲ 0.9	295 / 537
19	山梨	1.67	0.06	49.6	▲ 1.7	211 / 425
20	長野	1.78	0.06	56.9	2.0	709 / 1,246
21	岐阜	1.73	0.04	54.3	0.5	587 / 1,082
22	静岡	1.68	0.03	49.1	▲ 0.1	1,064 / 2,167
23	愛知	1.63	0.06	44.8	1.7	2,023 / 4,514
24	三重	1.50	0.00	49.8	1.1	415 / 833
25	滋賀	1.69	0.02	56.5	0.7	330 / 584
26	京都	1.82	0.05	49.5	2.0	672 / 1,358
27	大阪	1.67	0.07	44.5	1.6	2,698 / 6,069
28	兵庫	1.81	0.05	56.6	2.2	1,409 / 2,491
29	奈良	2.08	0.08	57.1	▲ 0.6	234 / 410
30	和歌山	1.92	▲ 0.10	62.4	2.8	265 / 425
31	鳥取	1.83	0.05	59.6	0.6	196 / 329
32	島根	1.83	0.05	64.6	0.9	267 / 413
33	岡山	1.86	0.07	53.9	▲ 0.4	587 / 1,090
34	広島	1.83	0.06	51.0	1.9	859 / 1,685
35	山口	2.28	0.06	55.2	0.5	373 / 676
36	徳島	1.67	0.06	57.0	4.2	187 / 328
37	香川	1.74	0.02	59.1	▲ 0.3	366 / 619
38	愛媛	1.69	0.03	52.5	0.2	385 / 734
39	高知	1.90	0.15	59.4	2.1	224 / 377
40	福岡	1.71	0.01	51.1	0.4	1,345 / 2,630
41	佐賀	2.18	0.05	68.0	▲ 2.6	299 / 440
42	長崎	2.08	0.01	59.7	0.3	414 / 694
43	熊本	1.98	▲ 0.02	59.0	1.0	542 / 918
44	大分	2.16	0.01	60.1	▲ 0.1	352 / 586
45	宮崎	2.03	0.02	69.4	4.3	381 / 549
46	鹿児島	2.05	0.10	61.7	2.4	526 / 852
47	沖縄	1.86	0.04	56.4	1.9	365 / 647



## 障害者の雇用状況

茨城労働局職業安定部職業対策課

平成22年6月1日現在の「障害者雇用状況報告」結果概要は次のとおりである。

## 1 民間企業における雇用状況（法定雇用率1.8%）

県内に本社を置く従業員規模56人以上の企業を報告対象としたものである。

報告対象は1,097企業で、雇用されている障害者数は3,568.0人で実雇用率1.60%、雇用率達成企業の割合は51.0%となっている。

以下詳細については次表のとおりである。

第1表 民間企業における障害者雇用状況

区分	企業数	法定雇用 障害者数 の算定 の基礎となる 労働者数	A 重度身体 障害者	B 重度身体 障害者 以外	C 重度知的 障害者	D 重度知的 障害者 以外	E 精神 障害者	F 短時間 重度身体 障害者	G 短時間 重度知的 障害者	H 短時間 精神 障害者	障害者数 $A \times 2 + B + C \times 2 + D + E + F + G + H \times 0.5$	実雇用率	雇用率 達成 企業数	達成企業 の割合
調査日														
平成22年6月1日	1,097	222,518	816	1,060	109	466	88	54	35	30	3,568.0	1.60	560	51.0
平成21年6月1日	1,105	213,896	762	1,005	101	415	67	47	22	20	3,292.0	1.54	560	50.7
対前年比	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	ポイント	%	ポイント
	-0.7	4.0	7.1	5.5	7.9	12.3	31.3	14.9	59.1	50.0	8.4	0.06	0.0	0.3

(注1) 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

(注2) 重度身体障害者・重度知的障害者については、1人の雇用をもって2人を雇用しているものとしてダブルカウントされる。

(注3) 短時間労働者は、原則的に実雇用率にはカウントされないが、重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については1人分としてカウントされる。（平成5年6月1日の雇用状況報告より計上）

(注4) 平成18年4月1日からは、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）である労働者（短時間労働者は1人をもって0.5人分）も雇用率の対象となった。

第2表 民間企業における規模別障害者雇用状況

区分	年度	企業数	法定雇用 障害者数 の算定 の基礎となる 労働者数	A 重度身体 障害者	B 重度身体 障害者 以外	C 重度知的 障害者	D 重度知的 障害者 以外	E 精神 障害者	F 短時間 重度身体 障害者	G 短時間 重度知的 障害者	H 短時間 精神 障害者	障害者数 $A \times 2 + B + C \times 2 + D + E + F + G + H \times 0.5$	実雇用率	雇用率 達成 企業数	達成企業 の割合	
規模別	56～	22年	431	31,574	82	137	8	55	10	10	5	3	398.5	1.26	219	50.8
	99人	21年	434	31,647	73	144	9	53	6	7	2	5	378.5	1.20	218	50.2
100～	22年	502	74,065	250	346	27	171	34	9	20	17	1,142.5	1.54	259	51.6	
	299人	21年	518	76,900	251	346	32	165	27	16	13	10	1,138.0	1.48	262	50.6
300～	22年	87	28,274	94	133	16	48	12	4	4	2	422.0	1.49	39	44.8	
	499人	21年	81	26,821	102	137	16	39	12	3	2	1	429.5	1.60	45	55.6
500～	22年	46	27,309	106	160	23	40	13	8	0	3	480.5	1.76	25	54.3	
	999人	21年	44	26,923	108	145	10	41	7	4	2	3	436.5	1.62	21	47.7
1000人	22年	31	61,296	284	284	35	152	19	23	6	5	1,124.5	1.83	18	58.1	
	以上	21年	28	51,605	228	233	34	117	15	17	3	1	909.5	1.76	14	50.0
合計	22年	1,097	222,518	816	1,060	109	466	88	54	35	30	3,568.0	1.60	560	51.0	
	21年	1,105	213,896	762	1,005	101	415	67	47	22	20	3,292.0	1.54	560	50.7	



第3表 民間企業における産業別障害者雇用状況

区分 産業別	年度	企業数	法定雇用 障害者数 の算定 の基礎 となる 労働者数	A 重度身体 障害者	B 重度身体 障害者 以外	C 重度知的 障害者	D 重度知的 障害者 以外	E 精神 障害者	F 短時間 重度身体 障害者	G 短時間 重度知的 障害者	H 短時間 精神 障害者	障害者数 A×2+B +C×2+ D+E+F +G+H× 0.5	実雇用率	雇用率達 成企業数	達成企業 の割合
農業、林業	22年	2	226	0	0	0	4	1	0	0	0	5.0	2.21	2	100.0
	21年	3	283	1	0	0	4	1	0	0	0	7.0	2.47	3	100.0
漁業	22年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	—	0	—
	21年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	—	0	—
鉱業、採石業、 砂利採取業	22年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	—	0	—
	21年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	—	0	—
建設業	22年	22	2,295	7	11	0	1	0	0	0	0	26.0	1.13	11	50.0
	21年	20	2,110	6	12	0	0	0	1	0	0	25.0	1.18	11	55.0
製造業	22年	389	79,530	327	432	43	178	24	7	9	0	1,390.0	1.75	214	55.0
	21年	389	72,747	295	414	34	172	19	7	7	0	1,277.0	1.76	233	59.9
電気・ガス・熱供 給・水道業	22年	5	615	1	1	0	0	0	0	0	0	3.0	0.49	0	0.0
	21年	4	393	0	1	0	0	0	0	0	0	1.0	0.25	1	25.0
情報通信業	22年	35	9,536	38	42	0	0	7	1	0	0	126.0	1.32	9	25.7
	21年	34	9,356	38	35	0	0	9	1	0	0	121.0	1.29	7	20.6
運輸業、郵便業	22年	88	12,728	34	87	5	34	6	1	2	0	208.0	1.63	46	52.3
	21年	97	12,951	28	84	5	26	2	2	0	0	180.0	1.39	45	46.4
卸売業、小売業	22年	128	42,871	119	138	38	143	12	25	8	8	644.0	1.50	47	36.7
	21年	137	43,688	126	142	38	120	12	21	8	5	633.5	1.45	49	35.8
金融業、保険業	22年	12	10,831	59	48	0	1	1	2	0	0	170.0	1.57	4	33.3
	21年	11	10,548	64	47	0	1	1	0	0	0	177.0	1.68	4	36.4
不動産業、物品 賃貸業	22年	10	1,771	7	6	0	2	1	1	0	0	24.0	1.36	3	30.0
	21年	11	1,951	8	4	0	2	0	0	0	0	22.0	1.13	4	36.4
学術研究、専門・ 技術サービス業	22年	13	1,835	10	8	0	0	1	0	0	0	29.0	1.58	8	61.5
	21年	12	1,927	9	7	0	0	1	0	0	0	26.0	1.35	6	50.0
宿泊業、飲食 サービス業	22年	12	1,693	3	3	0	8	2	1	3	1	23.5	1.39	6	50.0
	21年	19	2,357	1	4	2	11	0	1	2	3	25.5	1.08	9	47.4
生活関連サービ ス業、娯楽業	22年	43	5,469	10	24	0	10	8	1	2	11	70.5	1.29	19	44.2
	21年	46	5,987	9	29	2	9	8	0	0	4	70.0	1.17	20	43.5
教育、学習支援 業	22年	20	2,599	11	9	2	0	0	0	0	0	35.0	1.35	10	50.0
	21年	20	2,593	8	6	2	0	0	0	0	0	26.0	1.00	7	35.0
医療、福祉	22年	209	29,380	122	146	18	63	15	7	11	9	526.5	1.79	139	66.5
	21年	195	26,762	106	130	14	52	10	9	4	8	449.0	1.68	118	60.5
複合サービス業	22年	23	5,153	15	24	1	2	6	0	0	1	64.5	1.25	7	30.4
	21年	23	4,835	16	18	1	3	3	0	0	0	58.0	1.20	7	30.4
サービス業(他 に分類されない もの)	22年	86	15,986	53	81	2	20	4	8	0	0	223.0	1.39	35	40.7
	21年	84	15,408	47	72	3	15	1	5	1	0	194.0	1.26	36	42.9
合 計	22年	1,097	222,518	816	1,060	109	466	88	54	35	30	3,568.0	1.60	560	51.0
	21年	1,105	213,896	762	1,005	101	415	67	47	22	20	3,292.0	1.54	560	50.7

第4表 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分 規模別	法定雇用率 未達成企業の数	未達成企業のうち 障害者の数が 0人である企業数					
		うち1人不足	うち2人不足	うち3人不足	4人不足	うち5人以上不足	
計	537	360	122	27	13	15	344
	100.0%	67.0%	22.7%	5.0%	2.4%	2.8%	64.1%
56~99人	212	212	0	0	0	0	210
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	99.1%
100~299人	243	128	101	10	4	0	130
	100.0%	52.7%	41.6%	4.1%	1.6%	0.0%	53.5%
300~499人	48	14	15	11	4	4	4
	100.0%	29.2%	31.3%	22.9%	8.3%	8.3%	8.3%
500~999人	21	4	4	4	3	6	0
	100.0%	19.0%	19.0%	19.0%	14.3%	28.6%	0.0%
1000人以上	13	2	2	2	2	5	0
	100.0%	15.4%	15.4%	15.4%	15.4%	38.5%	0.0%

## 2 茨城県の機関及び市町村等における雇用状況

茨城県及び市町村等の障害者任免状況通報対象機関（法定雇用率2.1%）は、算定基礎職員数48人以上の機関を対象としたものである。

茨城県の機関の通報対象は4機関で、雇用されている障害者数は134人で実雇用率2.15%、市町村等の通報機関は60機関で、雇用されている障害者数は512.5人で実雇用率は2.41%となっている。

また、茨城県教育委員会（法定雇用率2.0%）は、算定基礎職員数は50人以上の機関を通報対象としたものである。

以下詳細は次表のとおりである。

第5表 県の機関の雇用状況

区分 機関名	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
計	6,228 (6,229)	134 (134)	2.15 (2.15)	0 (0)	( )内は、平成21年6月1日現在の数値。
茨城県知事部局	5,212	112	2.15	0	
茨城県病院局	332	6	1.81	0	
茨城県企業局	181	5	2.76	0	
茨城県警察本部	503	11	2.19	0	

第6表 県教育委員会の雇用状況

区分 機関名	① 法定雇用障害者 数の算定の基礎 となる職員数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備考
茨城県教育委員会	14,622 (14,747)	236 (232)	1.61 (1.57)	56 (62)	<div style="background-color: yellow; width: 20px; height: 10px; display: inline-block;"></div> は雇用率未達成機関。 ( )内は、平成21年6月1日現在の数値。



第7表 各市町村等の雇用状況

区分		①	②	③	④	備考
機関名		法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数	障害者数	実雇用率	不足数	
計		21,268 (21,454)	512.5 (527.5)	2.41 (2.46)	9.0 (5.5)	( )内は、平成21年6月1日現在の数値。
1	水戸市役所	1,246	26.0	2.09	0.0	
2	水戸市教育委員会	288	7.0	2.43	0.0	
3	水戸市水道部	125	4.0	3.20	0.0	
4	ひたちなか市役所	841	22.0	2.62	0.0	特例認定あり。
5	那珂市役所	333	9.0	2.70	0.0	特例認定(認定年月日平成22年8月20日)により不足数が解消されている。
6	那珂市教育委員会	63	0.0	0.00	1.0	
7	茨城町役場	244	4.0	1.64	1.0	特例認定あり。 平成22年10月25日時点で障害者数6人、実雇用率2.46%、不足数0人となった。
8	大洗町役場	154	3.0	1.95	0.0	教育委員会は48人未満のため調査対象外。
9	城里町役場	155	4.0	2.58	0.0	
10	城里町教育委員会	61	1.0	1.64	0.0	
11	東海村役場	354	7.0	1.98	0.0	特例認定あり。
12	笠間市役所	590	9.0	1.53	3.0	平成22年10月6日付け特例認定し、平成22年10月15日時点で、障害者数19人、実雇用率2.56%、不足数0人となった。
13	笠間市教育委員会	150	5.0	3.33	0.0	
14	日立市役所	1,156	27.0	2.34	0.0	特例認定あり。
15	筑西市役所	787	32.0	4.07	0.0	
16	筑西市教育委員会	167	7.0	4.19	0.0	
17	結城市役所	316	7.0	2.22	0.0	教育委員会は48人未満のため調査対象外。
18	桜川市役所	444	10.0	2.25	0.0	特例認定あり。
19	県西総合病院	94	2.0	2.13	0.0	
20	下妻市役所	341	10.0	2.93	0.0	
21	下妻市教育委員会	64	4.0	6.25	0.0	
22	八千代町役場	155	5.0	3.23	0.0	教育委員会は48人未満のため調査対象外。
23	土浦市役所	814	18.0	2.21	0.0	特例認定あり。
24	つくば市役所	1,085	28.0	2.58	0.0	
25	つくば市教育委員会	215	5.0	2.33	0.0	
26	かすみがうら市役所	318	7.0	2.20	0.0	
27	かすみがうら市教育委員会	57	1.0	1.75	0.0	
28	阿見町役場	260	5.0	1.92	0.0	特例認定あり。
29	古河市役所	806	17.0	2.11	0.0	
30	古河市教育委員会	140	3.0	2.14	0.0	
31	境町役場	189	4.0	2.12	0.0	教育委員会は48人未満のため調査対象外。
32	五霞町役場	90	2.0	2.22	0.0	教育委員会は48人未満のため調査対象外。
33	常総市役所	508	11.0	2.17	0.0	特例認定あり。
34	守谷市役所	404	8.0	1.98	0.0	特例認定あり。
35	坂東市役所	418	9.0	2.15	0.0	
36	坂東市教育委員会	142	4.0	2.82	0.0	

区分		①	②	③	④	備考
機関名		法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数	障害者数	実雇用率	不足数	
37	つくばみらい市役所	257	5.0	1.95	0.0	
38	つくばみらい市教育委員会	48	0.0	0.00	1.0	平成22年10月26日時点で障害者数1人、実雇用率1.15%、不足数0人となった。
39	石岡市役所	516	14.0	2.71	0.0	特例認定あり。
40	小美玉市役所	427	11.0	2.58	0.0	特例認定あり。
41	常陸大宮市役所	483	10.0	2.07	0.0	特例認定あり。
42	常陸太田市役所	410	14.0	3.41	0.0	
43	常陸太田市教育委員会	100	3.0	3.00	0.0	
44	大子町役場	221	6.0	2.71	0.0	教育委員会は48人未満のため調査対象外。
45	龍ヶ崎市役所	449	11.0	2.45	0.0	特例認定あり。
46	取手市役所	533	9.0	1.69	2.0	平成22年11月1日付けで2名採用するため、障害者数11人、実雇用率2.07%、不足数0人となる予定である。
47	取手市教育委員会	125	3.0	2.40	0.0	
48	牛久市役所	374	9.0	2.41	0.0	特例認定あり。
49	稲敷市役所	434	9.0	2.07	0.0	特例認定あり。
50	利根町役場	150	3.0	2.00	0.0	特例認定あり。
51	河内町役場	104	3.0	2.88	0.0	教育委員会は48人未満のため調査対象外。
52	美浦村役場	114	4.0	3.51	0.0	教育委員会は48人未満のため調査対象外。
53	高萩市役所	254	6.0	2.36	0.0	特例認定あり。
54	北茨城市役所	432	9.0	2.08	0.0	特例認定あり。
55	鹿嶋市役所	540	13.0	2.41	0.0	特例認定あり。
56	潮来市役所	269	10.0	3.72	0.0	特例認定あり。
57	神栖市役所	632	15.0	2.37	0.0	特例認定あり。
58	行方市役所	316	9.0	2.85	0.0	特例認定(認定年月日平成22年10月1日)により不足数が解消されている。
59	行方市教育委員会	85	0.0	0.00	1.0	
60	銚田市役所	421	9.5	2.26	0.0	特例認定あり。

注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数を切り捨て）から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。

4 特例認定とは、市町村部局及び教育委員会等機関の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に限り、特例的に、教育委員会等機関に勤務する職員を当該市町村部局に勤務する職員とみなすものである。



### 3 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.1%）

県内に本部を置く算定基礎労働者数48人以上の機関を対象としたものである。  
 報告対象は18機関で、雇用されている障害者数は525.5人で実雇用率は2.38%となっている。  
 以下詳細は次表のとおりである。

第8表 独立行政法人等の雇用状況

区分		① 法定雇用障害 者数の算定の 基礎となる労働 者数	② 障害者数	③ 実雇用率	④ 不足数	備 考
機関名						は雇用率未達成機関。
計		22,079 (20,812)	525.5 (519.5)	2.38 (2.50)	2.0 (8.0)	( )内は、平成21年6月1日現在の数値。
1	(独)教員研修センター	51	0.0	0.00	1.0	平成22年8月18日時点で障害者数2人、実雇用率3.92%、不足数0人となった。
2	(独)建築研究所	149	2.0	1.34	1.0	
3	(独)国際農林水産業研究センター	284	5.0	1.76	0.0	
4	(独)国立環境研究所	686	15.0	2.19	0.0	
5	(独)産業技術総合研究所	4,369	97.5	2.23	0.0	
6	(独)種苗管理センター	309	8.0	2.59	0.0	
7	(独)森林総合研究所	1,180	34.0	2.88	0.0	
8	(独)土木研究所	603	12.0	1.99	0.0	
9	(独)日本原子力研究開発機構	4,201	108.0	2.57	0.0	
10	(独)農業環境技術研究所	241	6.0	2.49	0.0	
11	(独)農業・食品産業技術総合研究機構	3,308	70.5	2.13	0.0	
12	(独)農業生物資源研究所	575	15.5	2.70	0.0	
13	(独)物質・材料研究機構	1,092	22.0	2.01	0.0	
14	(独)防災科学技術研究所	216	5.0	2.31	0.0	
15	(国)茨城大学	527	12.0	2.28	0.0	
16	(国)筑波技術大学	127	19.0	14.96	0.0	
17	(国)筑波大学	3,272	73.0	2.23	0.0	
18	(大学共同)高エネルギー加速器研究機構	889	21.0	2.36	0.0	

- 注1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。
- 2 ②欄の「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数を切り捨て）から②欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。  
 したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。